

第2回愛西市情報公開審査会会議録

会議の名称	平成29年度第2回愛西市情報公開審査会
開催年月日	平成30年2月1日(木曜日)
開始・終了時刻	午後2時から午後2時46分
開催場所	愛西市役所 北館2階 会議室2-2
議長氏名	杵田勝彦
出席委員氏名	杵田勝彦 佐藤徳潤 飯田十志博 弓削 恵 渡邊明子
欠席委員氏名	なし
説明者の職氏名	橋本課長補佐、加藤(貴)主任、加藤(勉)主任
事務局職員職氏名	伊藤総務部長 鷲尾総務課長 橋本課長補佐 加藤(貴)主任 加藤(勉)主任 鈴木主事
会議次第	1 会長あいさつ 2 議事 (1) 会議録署名者の指名について 3 報告事項 (1) 平成29年度上半期 公文書公開請求件数等について (2) 平成29年度上半期 個人情報開示請求件数等について 4 その他 (1) 愛西市個人情報保護条例等の一部改正について
配布資料	資料 1 平成29年度 情報公開請求一覧 資料 2 平成29年度 個人情報開示請求一覧 資料 3-1 愛西市個人情報保護条例等の一部改正について 資料 3-2 愛西市個人情報保護条例の改正案 資料 3-3 愛西市個人情報保護条例施行規則の一部改正新旧対照表 資料 3-4 愛西市個人情報保護条例の一部改正に伴う愛西市情報公開条例新旧対照表
公開／非公開	公開
傍聴人数	なし

=開会=

次第 1 会長あいさつ

本日は何かとお忙しい中、第2回愛西市情報公開審査会にご臨席賜りお礼申し上げます。今年度は非常に寒い冬であり、インフルエンザにお気を付けいただきたい。今年度は審査案件のない状態で進んでいるが、大切な審査会なのでご協力をお願いしたい。

次第 2 議事

(1) 会議録署名者の指名について

佐藤委員が指名される。

次第 3 報告事項

(1) 平成29年度上半期 公文書公開請求件数等について

事務局から資料1を基に請求件数、決定内訳及び請求内容等を説明。

事務局 前回の審査会で実際に公開した文書が分かるものとして上半期分をまとめた物を用意したのでご確認いただきたい。

会長 番号9の愛西市職員交通費支給規定について、非公開となっているが支給規定を公開してほしいとの意味の申請ではないのか。

事務局 ガソリン代が明確にわかるものの申請である。非公開の決定通知書に通勤手当については給与条例で定められているので、参考にしていただければという形で案内した。ガソリン単価を表すものはないという決定である。

会長 番号10の市役所職員であった市議会議員の採用から退職までの異動と賞罰の履歴(経歴)について、市役所の職員から市議会議員になった人の経歴ということか。

事務局 はい。個人情報になるので全部非公開である。

会長 番号17番の愛西市危険物施設一覧について、個人氏名や個人の電話番号が載っているものなのか。

事務局 タンク付の移動車等、個人として所有している人もいる。

委員 申請書に記載した氏名や電話番号はそれで届け出ているものなので、公的なものとして取り扱ってもいいのではないのか。そこまで神経質に非公開とする必要があるのか。個人事業をしている方でも、自宅の電話番号で事業の電話も兼用している方もいると思うがどうか。

事務局 個人申請なのか個人事業で申請しているのかは事務局では分からない。最終的に公開・非公開の判断をするのは担当課になるので、担当課であれば個人申請なのか個人事業での申請なのかを理解して判断している。

会長 難しい問題である。個人情報であることは間違いない。届出をしている限り公開すべきという委員の考えもあるが、公開することによっていわれのない電話等の被害を受ける可能性は十分にある。

委員 何か事故があった時に責任逃れが出来てしまうのではないか。

会長 情報公開としては非公開となっているが、責任者は市役所側が知ることが出来る体制が整えられているからそういった心配はない。問題はそれを一般公開するかどうかである。

事務局 何かあれば消防が届出を元に対応をされると思われる。

会長 責任を持つからには名前も公開するべきとの考えも分かるが、公開することによって何が起こるか分からない。ただ単に個人情報だからと言って全部非公開としていいかという問題はある。公益性等を見て慎重に判断いただければと思う。

— 委員了承 —

(2) 平成29年度 個人情報開示請求件数等について

事務局から資料2を基に請求件数、決定内訳及び請求内容等を説明。

会長 番号4の請求者の親（故人）の要介護認定に係る主治医意見書、認定調査票について、開示請求者以外の個人に関する情報が載っていたのか。

事務局 故人の個人情報であっても、請求者自身の個人情報であると考えられる情報については、その請求者に開示請求権が与えられ、さらに、死者である被相続人から相続された財産に関する情報は、死者である個人情報であると同時に、相続人の財産に関する個人情報にも当たると判断の元で、開示するものと出来ないものと切り分けをした。

会長 全くの第三者の個人情報が含まれていたということではないのか。

事務局 はい。財産に関する相続の情報以外のものは非開示にした。

— 委員了承 —

次第 4 その他

(1) 愛西市個人情報保護条例等の一部改正について

事務局から資料3-1から3-4を基に条例の改正点について説明。